

のびのび すくすく 家族と地域の子育て環境づくり

寒川町
次世代育成支援対策
行動計画(後期)

平成22年度～平成26年度

平成22年3月

寒川町

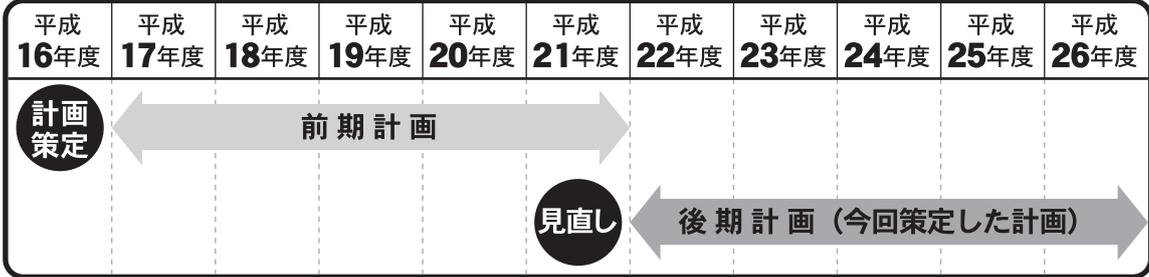
計画策定の趣旨

本町では、平成17年3月「寒川町次世代育成支援対策行動計画」を策定し、「のびのび すくすく 家族と地域の子育て環境づくり」を基本理念に掲げ、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組んでまいりました。

計画期間の中間期を迎えた今、より一層の子育て支援の充実が求められていることから、「寒川町次世代育成支援対策行動計画（後期）」の策定にあたっては、児童福祉、母子保健、商工労働、教育、住宅等の各分野の関係部署が横断的に取り組むとともに、町民をはじめ地域の支援団体・関係機関など、多くの方々の協力が得られる策定体制とし、前期計画の施策等の中間評価を行い、新たな子育て支援に向けて平成22年度から始まる後期計画を策定します。

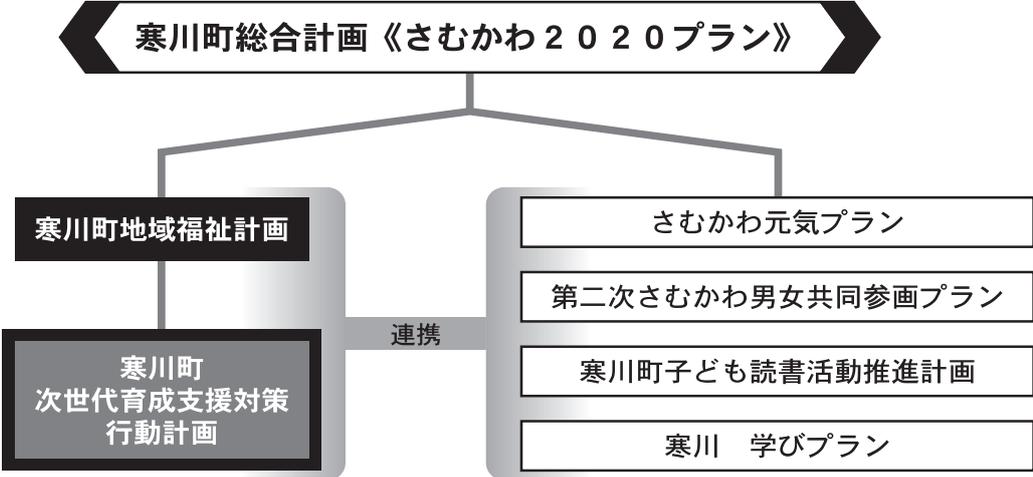
計画の期間

行動計画は5年を一期として策定するものとされており、最初に策定した行動計画（前期計画）は、平成17年度から平成21年度までを計画期間としています。それを引き継ぐ行動計画（後期計画）は、前期計画に係る必要な見直しを平成21年度までに行った上で、平成22年度から平成26年度までを計画期間として、平成21年度に策定しました。



計画の位置づけ

後期行動計画は、寒川町の全体的な計画である「寒川町総合計画」に基づく「寒川町地域福祉計画」の部門別の個別計画として、「寒川町次世代育成支援対策前期行動計画」を引き継ぐとともにその他の法律の規定により、次世代育成支援に関する事項を定める関連計画等との調和が保たれたものとなります。



計画の 基本理念

のびのび すくすく 家族と地域の子育て環境づくり

—子育て家庭をみんなで応援、笑顔で支えあいのまち 寒川—

基本理念は、「寒川町次世代育成支援対策行動計画」の基盤となる「基本的な考え方」を示しています。

寒川町では、この基本理念を『のびのび すくすく 家族と地域の子育て環境づくり』として、まち全体で子育て家庭を支え、子育てしやすいまちづくりを目指します。

この基本理念には、従来の方策にもみられた子育て家庭の支援も踏まえて、家族と地域の人々と行政や関係機関及び関係団体がお互いに協力して、地域社会全体が一体となった子育て環境づくりを目指し、寒川町で子どもを産み、育てたいと思えるような「笑顔で支えあいのまち」を実現したいという願いが込められています。後期計画においてもこの基本理念を継承していくこととします。

計画の 基本的視点

1	子どもの視点
2	次代の親づくりという視点
3	サービス利用者の視点
4	社会全体による支援の視点
5	仕事と生活の調和実現の視点
6	すべての子どもと家庭への支援の視点
7	地域における社会資源の効果的な活用の視点
8	サービスの質の視点
9	地域特性の視点



基本目標

1 子育て家庭の支援

男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てる意識の醸成を図るとともに、すべての家庭が安心して子育てができるよう、社会全体で子育て家庭を支えることによって、子育て家庭が抱える様々な負担感の軽減を図ります。

また、女性の社会進出の増加に伴い、子育てしながら働きやすい環境づくりを推進します。さらに、子育てすることにより享受すべき喜びを十分に感じることができ環境づくりや子育て家庭に関する様々な地域資源のネットワークがその力を十分に発揮できる仕組みづくりを進めます。

2 母子の健康の確保と増進

子どもの健やかな成長を考える際に、まず重要なことは、母親と子どもが心身ともに健康であることです。そこで母子保健事業の推進に加え、情報提供や相談の機会を増やし、母親の不安解消を図ります。

また、食を通じて豊かな人間性や家族のきずなが形成され、心身の健全育成につながるという意味での「食育」に関する理解を促し、その普及を推進します。さらに、思春期における人工妊娠中絶や性感染症罹患等の問題に対応するため、教育現場での性教育の充実や家庭教育の必要性に関する啓発を進めます。

3 教育環境の整備

学校において、子どもの生きる力を育成するため、知識・技能だけでなく学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力までを含めた確かな学力の向上を推進するとともに、道徳教育の充実等による心の育成や、スポーツを楽しむ等、身体の育成を推進します。

さらに、子どもの健やかな成長を、地域で見守り、応援していくという観点から、幼児・児童がのびのびと活動できる場・機会や中・高校生や高齢者とふれあえる機会を拡充します。

4 子育てを支援する生活環境の整備

子どもや子ども連れの親が安心して外出できるように、多くの施設や交通機関においてバリアフリー化の推進を図ります。

また、子どもを犯罪から守るため、地域の関係機関が連携し、安全・安心まちづくりの方向性を確認・共有することにより、防犯体制の強化を目指します。併せて、子どもを交通事故から守るため、安全な道路交通環境を確保するとともに交通マナーの遵守やチャイルドシート着用の必要性に関する啓発を進めます。

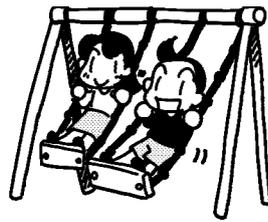
5 要支援家庭への取り組み

近年、増加傾向にある児童虐待については発生予防、早期発見・早期対応、アフターケアなどのサポートをするとともに、母親が育児上の不安や悩みなどを抱え込まずに相談することを促し、個別の問題にもきめ細かく対応していくことにより、児童虐待の防止を図ります。

また、ひとり親家庭では、子育てに十分な時間がかけられないなど子育ての悩みや経済的負担がみられ、子育て支援サービスに関する情報や利用などにも配慮していきます。

さらに障害のある子どもについては、障害の早期発見、早期療育に努め、各種相談体制の充実を図るとともに、障害のある子どもへの機能訓練や在宅福祉サービスの充実を図ります。

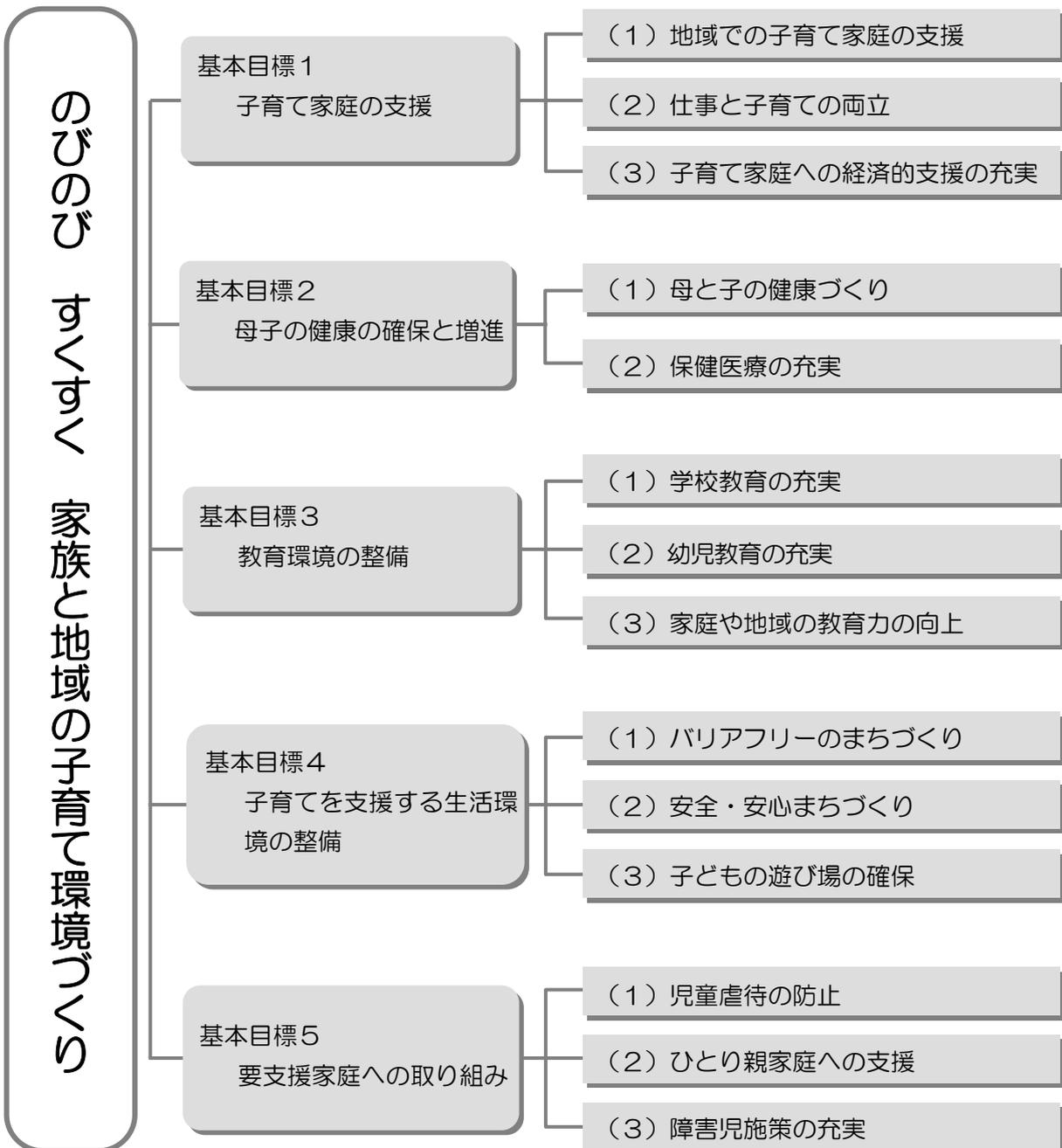
施策の
体系



《基本理念》

《基本目標》

《施策の基本的方向》



特定事業の 目標設定

事業名	事業内容	平成21年度 目標事業量	平成21年度 実績見込み	平成26年度 目標事業量	
①通常保育事業	保護者等が労働等により家庭で十分に保育することができない就学前の児童に対し、適正な保育を行う事業	定員540人	定員540人	定員630人	
②特定保育事業	保護者がパートタイムで働いているなどの理由で、家庭での保育が一時的に困難である場合に、保育所入所の対象にならない子どもを、一時的に預かる事業	—	—	—	
③延長保育事業	保育時間の延長需要に応えるための事業	設置3か所	設置3か所	設置4か所	
④夜間保育事業	文字通り夜間に保育をすることで、夜間保育園の分類では11時から22時が基本開所時間として定められている事業	—	—	—	
⑤トワイライトステイ事業	保護者が仕事等の理由により恒常的に夜間に帰宅するため、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、その児童を児童福祉施設等に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行う事業	—	—	—	
⑥休日保育事業	保育所入所児童の保護者が日曜、祝祭日等に就労しているために児童の保育が必要な場合、休日保育登録申請をして、休日保育実施園で休日保育を実施する事業	設置1か所 定員30人	設置0か所 定員0人	—	
⑦病児・病後児保育事業	保護者の就労や冠婚葬祭などにより、病気または病気回復期にある児童を、病院や保育施設などで一時的に預かる事業	—	—	—	
⑧放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供する事業	設置5か所 定員150人	設置5か所 定員177人	設置5か所 定員200人	
⑨地域子育て支援拠点事業	子育て世帯に交流の場を提供し、子育てに関する相談や情報提供、子育てサークルへの支援などを行う事業	設置2か所	設置1か所	設置2か所	
	ひろば型	週3日以上、1日5時間以上	設置1か所	設置0か所	設置1か所
	センター型	週5日以上、1日5時間以上	設置1か所	設置1か所	設置1か所
	児童館型	週3日以上、1日3時間以上	—	—	—
⑩一時預かり事業	一時保育とは、保護者などがパート就労や病気、その他の理由により、一時的・緊急的に幼児を保育できなくなった場合、保育所で幼児を預かる制度	—	—	—	
⑪ショートステイ事業	保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において一定期間、養育・保護を行う事業	—	—	—	
⑫ファミリーサポートセンター事業	育児の手助けができる人と育児の手助けが必要な人を会員登録し、保育園の送迎や一時預かりなど、会員組織による相互援助を行う事業	設置1か所	設置1か所	設置1か所	

※上記事業は、国の指針に基づき、地方公共団体がニーズ調査等によりその具体的な数値目標を定め、国に報告する事業です。

計画の 推進体制

1 推進体制の整備

(1) 庁内体制の整備

次世代育成支援対策行動計画は、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくり、住宅、産業経済など広範囲にわたっていることから、さまざまな部局と連携し、全庁的に施策を推進していきます。

また、児童相談所や保健福祉事務所、教育機関、警察など関係機関との連携を強化し、総合的な取り組みを図っていきます。

(2) 計画の進行管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進捗状況について、定期的に調査・把握をし、達成状況をチェックする必要があります。

そのため、「目標事業量」などをもとに、各年度において実施状況を把握、点検し、計画の着実な推進をめざします。

2 住民との協働

(1) 町民との協働体制の構築

本計画の推進に当たっては、町民と行政の協力体制が不可欠です。

町民や企業の代表者、学識経験者、関係機関などで構成される「次世代育成支援行動計画地域協議会」では、引き続き計画の実施状況を把握・点検するとともに、相互の情報交換、連絡調整を行い、町民と町の協働体制を築きます。

(2) 計画の内容と実施状況の公表

本計画の策定及び変更については、広報紙や町ホームページにより、広く町民に周知するとともに、進捗状況について毎年度、公表していきます。





発行 寒川町
企画・編集 寒川町健康福祉部子育て支援課
〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山165
TEL (0467) 74-1111
URL <http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>